

原規規発第2510291号
令和7年10月29日

別記 宛て（各通）

原子力規制庁 原子力規制部
原子力規制企画課長
(公印省略)

原子力施設付近における航空機の飛行を認めた場合の連絡について
(依頼)

原子力施設の敷地上空又は敷地上空に進入するおそれがある範囲における航空機の飛行について、原子力規制庁は、別紙のとおり「原子力施設付近における航空機の飛行をできる限り避けることに関する考え方及び対応について」を整理し、別添のとおり原子力施設を有する事業者（以下「事業者」という。）に対して当該飛行に関する情報を提供するよう依頼いたしました。

つきましては、事業者から上記情報の提供があった場合には、関係省庁に対して原子力規制庁からその情報を提供いたしますので、関係省庁におかれては、別紙に基づき、提供された情報を踏まえて、当該飛行を行った関係者に対し周知を行っていただけるよう、協力を依頼します。

別記

	宛先
1	国土交通省 航空局 安全部 安全政策課長
2	海上保安庁 警備救難部 管理課 航空業務管理室長
3	警察庁 警備局 警備運用部 警備第三課長
4	厚生労働省 医政局 地域医療計画課長
5	消防庁 国民保護・防災部防災課 広域応援室長
6	防衛省 防衛政策局 運用基盤課長
7	防衛省 地方協力局 在日米軍協力課長

(別紙)

原子力施設付近における航空機の飛行をできる限り避けることに関する 考え方及び対応について

原子力規制委員会においては、規制基準^{※1}により事業者に対して、航空機落下による影響（安全施設が人為による事象（故意によるものを除く）に対して安全機能が損なわないもの）について設計上考慮することを要求しています。

また、関係省庁においては、昭和 40 年代より、原子力施設の敷地上空又は敷地上空に進入するおそれがある範囲（以下「原子力施設付近^{※2}」という。）における航空機の飛行をできる限り避けるよう、関係者に対する周知にご協力いただいているところです。

一方、原子力施設付近において、原子力施設の安全確保（防災訓練や緊急時対応等）、救命救護、警備等に必要な飛行以外に、ヘリコプター等の飛行が事業者により確認されています。原子力規制庁^{※3}においても、そのような事案について事業者から情報提供を受けてきた実績があり、当該航空機に関係する省庁に対し、前述の周知を依頼してきたところです。

今般、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止の観点から、航空機落下等によるリスクをより一層低減させるため、原子力施設の安全性に影響を与えうる飛行が認められた場合の対応を改めて整理し、本件にかかる運用を明確化したうえで、航空機を運用する関係者に対して、原子力施設付近における航空機の飛行をできる限り避けるよう改めて周知を行う必要があると考えています。

そのため、本件にかかる運用を明確化し、事業者から提供される情報の確度を改善するため、

- カメラによる撮影により証拠を保存すること（写真又は動画）
- 統一した様式を用いること（報告様式・内容を具体的に例示）

※1：原子力発電所については、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六条第三項が該当します。なお、原子力発電所等一部の原子力施設においては、同規則第四十二条第一項等で特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機の衝突による影響について設計上考慮することも要求しています。

※2：「原子力施設付近」の範囲については、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」第8条第2項に規定されている「原子力事業所の施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域」の上空が一つの目安として考えられますが、航空機の特性や気象条件などを踏まえ、さらに余裕をもった離隔距離を確保することが望ましいと考えています。

※3：平成 24 年（2012 年）9 月の原子力規制委員会発足により、原子力安全・保安院が従来行っていた業務（内規を含む。）を原子力規制庁に移管しています（「規制等業務の当面の実施手順に関する方針」平成 24 年 9 月 19 日原規総発第 120919097 号原子力規制委員会決定）。

などの対応や、関係省庁との情報連絡の方法の明確化などを行った上で、今般、事業者に対して別添のとおり依頼しました。

関係省庁については、以下のとおり対応いただきますよう依頼いたします。

1. 関係省庁は、原子力規制庁から航空機連絡票や関連情報が送付された場合、これらの情報をもとに、原子力施設付近を飛行した航空機の関係者を確認すること。
2. 関係省庁は、1. の航空機の位置情報を確認可能な場合は、その確認を行い、航空路誌に記載された区域の上空を飛行したかを確認すること。
3. 関係省庁は、1. の航空機（2. の飛行を行ったことを確認できた場合を含む。）の関係者に対して、その飛行が原子力施設の安全確保、救命救護、警備その他関係省庁の業務において必要と判断される飛行であったかを確認すること。
4. 関係省庁により 3. で確認した必要な飛行ではない場合、関係省庁は、当該飛行を行った関係者に対して原子力施設付近の飛行を避けるよう周知を行うこと。
5. 関係省庁は、上記 1. から 4. の対応を行った結果を、添付の様式を参考に、電子メールにて原子力規制庁に連絡すること。
6. 原子力規制委員会ホームページに連絡票が掲載された後に当該飛行を行った関係者が特定され、3. で確認した必要な飛行ではない場合、関係省庁は関係者に対して、原子力施設付近の飛行を避けるよう周知を行い、5. と同様に対応した結果を原子力規制庁に連絡すること。なおその際、3. で確認した必要な飛行であることが確認できた場合であっても、原子力規制委員会ホームページに掲載した連絡票の取り下げは行わない。

添 付

電子メールの様式

○確認事項記入票

- ① 連絡票に記載されている航空機が、貴省の所掌事務の範囲で取り扱っている航空機であるか。航空機の運航者が判明した場合は、組織名を記入すること。

☐はい ☐いいえ ☐確認したが不明

組織名

[]

- ② 運航者は、原子力施設上空を飛行したと認めたか。「いいえ」と回答があった場合、どのような飛行経路であったのか聞き取る等して確認し、その内容を記入すること。

☐はい ☐いいえ

例 実際は原子力施設上空の脇を飛行していた。根拠として飛行した際の緯度経度の位置情報があるため、その位置情報を添付する。

[]

- ③ ②で「はい」と答えた場合、原子力施設の安全確保、救命救護、警備その他関係省庁の業務において必要と判断される飛行であったか。

※「いいえ」と回答があった場合、当該連絡票を原子力規制委員会 HP に掲載

☐はい ☐いいえ

- ④ ③で「いいえ」と答えた場合、①で記入した組織に対して、航空路誌に記載のある原子力施設上空をできるかぎり飛行してはならない旨の注意喚起をおこなったか。「いいえ」と答えた場合、理由を記入すること。

☐はい ☐いいえ

理由

例 令和▲年●月○日に直接注意喚起を行う予定のため。

[]